東京都市町村研修所

　　　　　　　　　　　　　　　監督業務に対する質問

市町村名　　　　　　　　土木　建築　電気　機械　監督業務経験年数　　　年　氏名

１　地方自治法　第234条の２　（契約の履行の確保）

　　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保すため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

　質問　地方自治法　第234条の２の規定で　　………必要な監督又は検査をしなければならない。と規定されているが　必要な監督とは何を意味するのか

　回答

２　地方自治法施行令　第167条の15　（監督又は検査の方法）

　　地方自治法第234条の２第１項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない。

２　地方自治法第234条の２第１項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。）に基づいて行なわなければならない。

　質問　方自治法施行令　第167条の15の２　（監督又は検査の方法）の規定で　　………その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。）に基づいて行なわなければならない。と規定されているが　その他の関係書類とは

　回答

３　地方自治法　第243条の２　（職員の賠償責任）

会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前途を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用

　している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。次の各号に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

一　支出負担行為

二　第232条４の第1項の命令又は同条第２項の確認

三　支出又は支払

四　第234条の２第１項の規定による監督又は検査

　２、３　省　略

質問　第234条の２第１項の規定による監督又は検査は、どうして職員の賠償責任の対象者ですか

回答

４　監督とは、検査とは

　監督とは、

　検査とは、

５　監督職員の基本的な業務を大別すると次のようになる。この用語について聞いたことがある。

1. 工事準備段階　　　　　　②　工事施工段階

　　　　聞いたことがある　　□　　　　聞いたことがない　　□

　　質問　聞いたことがあると、答えた方はその業務内容を説明してください

　　工事準備段階

　　回答

　　工事施工段階

　　回答

６　現場代理人の役割(職務・権限)とは

　　職務とは、

　　権限とは、

７　主任技術者及び監理技術者の役割(職務)とは

　　職務とは、

８　公共工事入札及び契約の適正化の促進に関する法律　第十五条　（施工体制台帳の作成及び提出）により、提出を求めているがその趣旨は

　趣旨は、

９　一括下請負の禁止の趣旨は

　　趣旨は、

10　下請負人に対する特定建設業者の指導（建設業法の規定）で下請負人に対し違反しないよう指導すべき法令とは

　　法令

11　施工計画書の作成理由は

　　理由は

12 施工図の作成理由は

　　理由は

13　実施工程表の作成理由は

　　理由は

14　施工計画書、施工図及び実施工程表に拘束力があるか？

　　　　　□　拘束力がある　　　□　拘束力はない

　　その理由は

15　標準仕様書記載中の章で一番重要な章は

　　　　　　章

　　その理由は

16　監督業務で使用する図書名(拘束力のあるもの)

　　図書名

17　監督職員に設計変更を行う権限は、有しているか？

　　　□　有している　　　　□　有していない

　　その理由